

令和4年3月23日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成28年(ワ)第571号、同第887号 国家賠償法1条1項に基づく国家賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和3年12月22日

5

判 決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

10

事実及び理由

第1 請求

被告は、原告らそれぞれに対し、各10万円及びこれに対する平成27年9月19日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

15

1 事案の要旨

20

内閣は、平成26年7月1日、「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」と題する基本方針を閣議決定し（以下「平成26年閣議決定」という。）、平成27年5月14日、自衛隊法を始めとする10の法律の改正を主な内容とする「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律」（以下「平和安全法制整備法」という。）及び新設の「国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律」（以下「国際平和支援法」といい、平和安全法制整備法と併せて「平和安全法制関連2法」という。）に係る各法律案を閣議決定し（以下「平成27年閣議決定」という。），翌15日、これを国会に提出した。国会は、同年9月19日に上記法律案を可決し、平和安全法制関連2法が成立した。

本件は、原告らが、内閣による平成26年閣議決定、平成27年閣議決定及び平和安全法制関連2法に係る法律案の国会提出並びに国会による同法律案の可決（以下、これらの内閣及び国会による行為を総称して「本件各行為」という。）によって、原告らの平和的生存権、人格権及び憲法改正・決定権が侵害されたと主張して、被告に対し、それぞれ、国家賠償法（以下「国賠法」という。）1条1項に基づき、慰謝料各10万円及びこれに対する平和安全法制関連2法成立の日である平成27年9月19日から支払済みまで民法（平成29年法律第44号による改正前のもの）所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

10 2 前提事実（争いのない事実、当裁判所に顕著な事実及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 内閣は、平成26年7月1日、「国の存立を全うし、国民を守るために切れ目のない安全保障法制の整備について」と題する新たな安全保障法制の整備のための基本方針を閣議決定（平成26年閣議決定）した。

15 これは、我が国を取り巻く安全保障環境が根本的に変容し、複雑かつ重大な国家安全保障上の課題に直面し、脅威が世界のどの地域において発生しても我が国安全保障に直接的な影響を及ぼし得る状況になっているなどの認識に基づき、力強い外交の推進等により紛争の平和的な解決を図るほか、我が国防衛力を適切に整備、維持、運用し、同盟国である米国及び域内外のパートナーとの協力関係を深めることが重要であり、いかなる事態においても国民の命と平和な暮らしを守り抜くとともに、国際協調主義に基づく積極的平和主義の下、国際社会の平和と安定にこれまで以上に積極的に貢献するためには、切れ目のない対応を可能とする国内法制を整備しなければならないとして、武力攻撃に至らない侵害への対処、国際社会の平和と安定への一層の貢献、憲法9条の下で許容される自衛の措置などについての法整備を進めることを内容とするものであった。

(2) 内閣は、平成27年5月14日、平和安全法制整備法及び国際平和支援法に係る法律案を閣議決定（平成27年閣議決定）し、同月15日、同法律案を国会（衆議院）に提出した。

5 平和安全法制関連2法に係る法律案は、平成27年7月16日に衆議院本会議で、同年9月19日に参議院本会議で、それぞれ可決され、平和安全法制関連2法が同日成立した。そして、同月30日に公布された後、平成28年3月29日に施行された。

10 (3) 平和安全法制整備法は、自衛隊法、重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（以下「重要影響事態安全確保法」という。なお、改正前の法律名は「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」（以下「周辺事態安全確保法」という。）であった。）や、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（以下「国際平和協力法」という。）を含む10の法律の一部を改正する法律であり、国際平和支援法は、本件各行為により新たに制定された法律である。

15

(4) 平和安全法制整備法による法律の改正及び国際平和支援法の概要は、次のとおりである。

ア 存立危機事態における防衛出動等について

(ア) 存立危機事態の定義について

20 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（以下「事態対処法」という。）は、武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）及び存立危機事態への対処について、基本理念、国、地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項を定めることにより、武力攻撃事態等及び存立危機事態への対処のための態勢を整備し、もつて我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目

25

的とする法律である（同法1条）。

平和安全法制整備法により、事態対処法に、武力攻撃事態（同法2条2号）及び武力攻撃予測事態（同法2条3号）に加えて、存立危機事態（我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態。同法2条4号）の定義が新設されるなどした。

5 (イ) 存立危機事態における防衛出動について

上記の存立危機事態に関する規定の新設に伴い、平和安全法制整備法により、自衛隊法76条1項が改正され、内閣総理大臣は、存立危機事態に際して、我が国を防衛するため必要があると認める場合には、自衛隊の全部又は一部の出動（防衛出動）を命ずることができる（ただし、事態対処法9条に基づく国会の承認を得なければならない。）ものとされた。

10 15 (ウ) 自衛権発動の要件について

政府は、憲法9条の下で例外的に許容される自衛の措置としての「武力の行使」について、従来は、要件として、①我が国に対する急迫不正の侵害があること、②これを排除するために他の適当な手段がないこと、③必要最小限の実力行使にとどまるべきこと（以下「旧三要件」という。）を示していたところ、平成26年閣議決定において、前記(1)の問題意識等や従来の政府見解の基本的な論理を踏まえたものとして、次の要件（以下「新三要件」という。）を示した。

20 25 ① 我が国に対する武力攻撃が発生したこと、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること

② これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適當な手段がないこと

③ 必要最小限度の実力行使をすること

イ 後方支援活動に関する法整備（重要影響事態安全確保法関係）について

5 (ア) 平和安全法制整備法による改正前

平和安全法制整備法による改正前の周辺事態安全確保法 1 条は、「そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態（以下「周辺事態」という。）に対応して我が国が実施する措置、その実施の手続その他の必要な事項を定め、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（以下「日米安保条約」という。）の効果的な運用に寄与し、我が国の平和及び安全の確保に資することを目的とする。」と規定していた。そして、同法 2 条、3 条は、政府は、周辺事態に際して、「後方地域支援」（日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行っている米国の軍隊に対する物品及び役務の提供、便宜の供与その他の支援措置）等を実施する旨や、「後方地域」とは、我が国領域及び現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる我が国周辺の公海及びその上空である旨、「物品の提供」には「武器（弾薬を含む。）の提供を含まない」旨、「物品及び役務の提供」には「戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備を含まない」旨などを定めていた。

(イ) 平和安全法制整備法による改正後

重要影響事態安全確保法 1 条は、「そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態（以下「重要影響事態」という。）に際し、合衆

国軍隊等に対する後方支援活動等を行うことにより、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（以下「日米安保条約」という。）の効果的な運用に寄与することを中核とする重要影響事態に対処する外国との連携を強化し、我が国の平和及び安全の確保に資することを目的とする。」と規定している（「重要影響事態」の定義は、「周辺事態」の定義から「我が国周辺の地域における」との文言を削除したものとなっている。）。

そして、同法2条、3条は、政府は、重要影響事態に際して、「後方支援活動」（米国軍隊等（日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行う米国の軍隊及びその他の国際連合憲章の目的の達成に寄与する活動を行う外国の軍隊等）に対する物品及び役務の提供、便宜の供与その他の支援措置）等を実施する旨や、後方支援活動等は現に戦闘行為が行われている現場では実施しない旨、「物品の提供」「物品及び役務の提供」について、武器の提供は含まないが、弾薬の提供や戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備は可能とする旨などを定めている。

ウ 協力支援活動に関する法整備（国際平和支援法関係）について

新たに制定された国際平和支援法は、「国際社会の平和及び安全を脅かす事態であって、その脅威を除去するために国際社会が国際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、かつ、我が国が国際社会の一員としてこれに主体的かつ積極的に寄与する必要があるもの（以下「国際平和共同対処事態」という。）に際し、当該活動を行う諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等を行うことにより、国際社会の平和及び安全の確保に資することを目的とする法律である（同法1条）。同法3条は、協力支援活動として行われる「物品の提供」について、武器の提供は含まないが、弾薬の提供は可能とする旨などを定めている。

エ 駆け付け警護に関する法整備（国際平和協力法関係）について

国際平和協力法は、国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動、人道的な国際救援活動及び国際的な選挙監視活動に対し適切かつ迅速な協力をを行うため、国際平和協力業務実施計画及び国際平和協力業務実施要領の策定手続、国際平和協力隊の設置等について定めることにより、国際平和協力業務の実施体制を整備するとともに、これらの活動に対する物資協力のための措置等を講じ、もって我が国が国際連合を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与することを目的とする法律である（同法1条）。

平和安全法制整備法による改正により、国際平和協力業務としていわゆる「駆け付け警護」が追加された。その内容は、国際平和協力法の定める国際平和協力業務（国の防衛に関する組織等の設立又は再建を援助するための所定の業務に関する助言又は指導、教育訓練や、医療、被災民の捜索もしくは救出又は帰還援助など）を行う場合であって、国際連合平和維持活動等に従事する者又はその活動を支援する者（以下、その者らを「活動関係者」という。）について、生命又は身体に対する不測の侵害又は危難が生じ、又は生ずるおそれがある場合に、緊急の要請に対応して行う当該活動関係者の生命及び身体の保護である（同法3条5号）。駆け付け警護に従事する自衛官は、その業務を行うに際し、自己又はその保護しようとする活動関係者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、武器を使用できるとされている（同法26条2項）。

オ 武器等防護に関する法整備（自衛隊法関係）について

平和安全法制整備法による自衛隊法の改正により、同法95条の2が新設され、自衛官は、米国軍隊その他の外国の軍隊等の部隊であって自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動（共同訓練を含み、現に戦闘行為が行われている現場で行われているものを除く。）に現に従事しているもの

の武器等を職務上警護するに当たり、人又は武器等を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、武器を使用できるとされている。

第3 当事者の主張

5 1 原告らの主張

(1) 本件各行為の違憲性について

ア 集団的自衛権について

憲法9条において許される自衛権の行使は、個別の自衛権の行使にとどまり、集団的自衛権の行使は許されない。平成26年閣議決定以前の政府解釈も、自衛権の行使は旧三要件を満たす場合にのみ許されるとして、集団的自衛権は一切許されないとの確立した解釈を示していた。しかし、内閣は、平成26年閣議決定により、従前の政府解釈を変更し、新三要件の下での集団的自衛権の行使を認め、その後制定された平和安全法制関連2法は、自衛隊法、事態対処法を改正し、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、新たに存立危機事態の概念を作出し、自衛隊が個別的自衛権のみならず、集団的自衛権を行使することを可能とすることを認めるものであって、明らかに憲法9条の文言に反する。また、新三要件は、いずれも要件該当性の判断が困難であり、恣意的に用いられる危険性が大きく、集団的自衛権の行使を限定する機能はない。

イ 後方支援活動等について

平和安全法制関連2法による重要影響事態安全確保法の改正や国際平和支援法の新設により、武力の行使をしている外国の軍隊への自衛隊による物品・役務の提供について、地理的限定なく世界中どこであっても、米国軍隊のみならず他国の軍隊に対しても可能となったほか、自衛隊の活動地域についても、戦闘地域であっても、現に戦闘行為が行われていなければよいと拡大された。さらに、物資の提供として、弾薬の供給や戦闘作戦行

動のために発進準備中の航空機の給油や整備までできるようになったところ、これらは、一般に兵站とされるもので、戦闘行為に不可欠な要素であり、むしろその一環である。

以上のとおり、平和安全法制関連2法は、自衛隊の活動が外国軍隊の武力の行使と一体化した行動であって、自らも武力行使を行ったと評価される軍事活動を認めるものであり、憲法9条に違反する。

ウ 協力支援活動及び駆け付け警護等について

国際平和協力法の改正により、自衛隊は、国連が統括しない有志連合である「国際連携平和安全活動」にも参加可能となり、安全確保業務や駆け付け警護等が国際平和協力業務として認められ、さらに武器使用権限も大きく拡大された。これにより、武装勢力等との武力衝突を招き、さらに武力の行使へと発展する可能性が極めて高くなり、今日頻発している激しい内戦に対応する国連平和維持活動は、住民保護という任務のために武力行使が認められた国連平和維持活動であることなどを踏まえれば、なおさらその可能性が高いものであって、憲法9条に明らかに違反するものである。

エ 武器等防護について

新設された自衛隊法95条の2は、自衛隊の武器等防護のために自衛官の武器使用権限を定めた同法95条の適用場面を拡張し、自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動に現に従事している米軍等の部隊の武器等を防護するため、自衛官に武器の使用を認めるものである。

このような武器使用を認めることは、平時から有事に至るまで、米軍の戦艦等を守るために、自衛隊が武力を行使することを認めるものであって、なし崩し的に戦争につながるものであり、憲法9条に違反する。

オ 小括

以上のとおり、平和安全法制関連2法は、明らかに憲法9条に違反しており、憲法の一義的な文言に違反している。その違憲性については、成立

以前から、元最高裁判所長官をはじめとして歴代内閣法制局長官、元裁判官、日弁連、憲法学者などの司法関係者により違憲である旨の指摘がされていたものである。したがって、平和安全法制関連2法に係る2つの閣議決定及び同法律案の国会提出並びに国会の立法行為（本件各行為）は、立法の内容が憲法の一義的な文言に違反しているにもかかわらず国会があえて当該立法行為を行ったというごとき、容易に想定しがたいような例外的な場合にあたり、憲法擁護義務を負う国会議員及び内閣が原告ら国民に対して負う職務上の法的義務に違反するものである。本件各行為は、国賠法上違法である。

なお、本件における憲法問題の重要性・社会的影響等を考慮すれば、裁判所は、憲法判断を示すべきであり、また、内閣法制局の事前審査が機能していない状況で制定された経緯等に鑑みれば、平和安全法制関連2法について憲法判断を避けることは許されない。

（2）原告らの権利又は法的利益の侵害について

ア 平和的生存権の侵害について

（ア）日本国憲法前文は「政府の行為によって再び戦争の慘禍が起ることのないやうにすることを決意し」、また、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意し」、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」と規定している。平和的生存権は、すべての基本的人権の基礎にあってその共有を可能ならしめる基本的権利であり、単に憲法の基本的精神や理念を表明したものにとどまるものではなく、法規範性を有するものと解すべきである。

また、平和的生存権の具体的権利性は、包括的な人権を保障する憲法13条の規定によって根拠づけられるとともに、憲法9条によって制度的な裏付けを与えられている。とりわけ、憲法9条に反する国の行為に

よって、国民の生命、自由等が侵害され、又はその危険にさらされ、あるいは国民が憲法9条に違反する戦争の遂行等への加担・協力を強いられるような場合、これに対する救済を求める法的根拠として、平和的生存権の具体的権利性が認められるべきである。

5 (イ) 本件各行為により平和安全法制関連2法が制定され、集団的自衛権の行使が制度上可能となり、そのために攻撃的兵器の保有が進められ、自衛隊と米軍は一体化してしまった。そして、米国が有事に突入し、集団的自衛権行使を要請されれば、我が国は主体的に意思決定することができず必然的に、米国の戦争に巻き込まれる現実的危険性がある。台湾有事が発生する具体的現実的な危険や朝鮮半島有事等が発生する危険があることからすれば、それらをきっかけに、我が国が戦争に直面する危険性が具体的かつ現実的に生じており、ひとたび有事となれば我が国や一般国民が被害を受けることは避けられない。

10 (ウ) 集団的自衛権の行使や後方支援活動等の実施を認めた本件各行為は、日本が他国の攻撃に加担し、武力行使や兵站活動等を行って、他の國土を破壊し、その国民・市民を死傷させるとともに、戦争の当事国として、敵対国から国土に攻撃を受け、テロリズムの対象となることを覚悟しなければならないものであり、上記のとおり、我が国が戦争に巻き込まれる危険性が具体的かつ現実的に生じている以上、原告らの平和的生存権を侵害するものである。

15 イ 人格権について

(ア) 原告らは、本件各行為により、我が国が戦争とテロ行為に直面するおそれが現実化し、その生命、身体、精神、生活等万般にわたって危険に直面し、又は現に侵害を受ける恐怖を抱かされ、不安におののかされるなどして、その人格権を侵害されている。

(イ) 人格権は、憲法13条に基づいて保障されるべき個人の生命、身体、

精神、生活等に関する権利の総体であり、証人志田陽子（以下「志田証人」という。）によれば、①生命、身体、健康にかかる侵害またはその危険にさらされない権利、②生命、身体、健康にかかる恐怖、不安から免れる権利、③平穏な生活を妨害・破壊されない権利、④内面における生活（内心の静謐）を妨害・破壊されない権利、⑤自律的な生き方を妨害されない権利、⑥自己情報にかかる人格権（名誉権、プライバシー権、肖像権など）、⑦期待権（正当な手続が守られることへの信頼保護）に分類される。同証人が人格権侵害の存在について原告らの供述を分析した結果は、以下のとおりである。

10 なお、原告らのうち、供述を分析したのは、原告 [REDACTED]（以下「原告 [REDACTED]」という。）、原告 [REDACTED]（以下「原告 [REDACTED]」という。）、原告 [REDACTED]（以下「原告 [REDACTED]」という。）、原告 [REDACTED]（以下「原告 [REDACTED]」という。）、原告 [REDACTED]（以下「原告 [REDACTED]」という。）、原告 [REDACTED]、原告 [REDACTED]、原告 [REDACTED]（以下「原告 [REDACTED]」という。）、原告 [REDACTED]、原告 [REDACTED] の 10 名であるが、他の原告らも同様に人格権を侵害されている。

15 a 原告らのうち上記 10 名の中に、①生命、身体、健康にかかる侵害またはその危険にさらされない権利を直接的に侵害された者はいないが、この類型の被害は、発生すれば手遅れになるものであり、被害が起きる前に②として救済する必要性が高い。

20 b 原告 [REDACTED] は、自宅及び職場の近隣に陸上自衛隊の軍事演習場があるために以前から日常的に軍事演習の騒音等に悩まされているもの、原告 [REDACTED] は、放射線技師の資格を持ち、有事の際、その資格を理由に徴用されるおそれのあるもの、原告 [REDACTED] は、福島原発事故の被災者であり、有事の際の生命、身体、健康への被害又はその危険について、具体的な危惧感・不安感を抱いている。

本件各行為により、平和安全法制関連2法が制定され、我が国の置かれた国際情勢の下で、我が国が武力行使に至る具体的危険が生じている以上、原告らが抱く上記危惧感・不安感はいずれも具体的なものである。原告らは、②生命、身体、健康にかかる恐怖、不安から免れる権利を侵害されている。

5 c 原告 [] は、幼少期の戦争体験の明確な記憶があり、平和安全法制関連2法の制定によってもたらされた激しい心痛により眠れないと訴え、原告 [] は、元鉄道員であり、有事の際に後輩や同僚の職員が徴用を受けることになるのではないかと案じ、深刻な心痛を訴えており、
10 原告 [] 及び原告 [] も同じく平穏な生活を奪われている。

原告らは、③平穏な生活を妨害・破壊されない権利を侵害されている。

d ④内心の静謐とは、焦燥、不安な気持ちを抱かされることによって、苦痛を与えられたり、本人がもともと有していた内心の均衡状態を崩されたりしたときに、「内心の静謐」が害されたとされる理論である。
15

原告らのうち供述を分析した10名全員がこの類型の被害を受けているが、例えば、原告 [] は、同人の子が自衛官であり、家族に生命の危険が及ぶことを危惧し、深刻な心痛を感じているし、原告 [] は、職場の同僚や後輩が危険地域に徴用されることについて心痛を抱いているし、原告 [] は、宗教者として、信者が危険地域に送り出されることを見送ることについて心痛を抱いている。原告 [] 、原告 []
20 及び原告 [] は、上記のとおり、②生命、身体、健康にかかる恐怖、不安から免れる権利、③平穏な生活を妨害・破壊されない権利を侵害されており、その前提として④内面における生活（内心の静謐）を妨害・破壊されない権利を侵害されている。

25 e ⑤自律的な生き方を妨害されない権利とは、自己を自分自身で律す

る生き方を妨害されない権利をいう。

原告 [REDACTED] には、宗教上の人格権が、憲法 20 条の信教の自由によって特に保護されているところ、平和安全法制関連 2 法の制定により、客観的にみて、自律的な宗教実践が妨げられているし、他の 9 名の原告らも、直接または間接的に戦争加害行為に加担することについて強い忌避感を抱いているところ、その精神的苦痛は具体的なものである。

f 原告ら 10 名の中には、⑥自己情報に関わる人格権を侵害された者はいない。

g 原告 [REDACTED] 及び原告 [REDACTED] は、正当な手続から排除されたまま、憲法の実質的な規範内容が変更されたことに、憤りや無力感、挫折感などの精神的苦痛を感じており、⑦期待権（正当な手續が守られることへの信頼保護）が侵害されている。

ウ 憲法改正・決定権について

(ア) 国民各人は、国民主権及び民主主義の担い手として、憲法の条項と内容を自らの意思に基づいて決定する根源的な権利として憲法改正・決定権を有するのであり、憲法 96 条 1 項はその現れにほかならない。憲法改正・決定権は、具体的な憲法改正課題が生じたときに、国民各人が、その賛否を最終的に国民投票制度を通じて表明し、当該憲法改正の是非を決定する具体的権利であり、集団的自衛権の行使を認めた本件各行為は、原告らの憲法改正・決定権を侵害するものである。

(イ) 憲法改正・決定権は、平時においては潜在化しているともいえるが、憲法に関する重要な改正問題が浮上した場合、もしくは憲法の規範的意味内容が変更されようとしていたり、変更されてしまったような場合には、憲法改正のための国民投票の必要性の有無という問題を含めて、国民の憲法改正・決定権が具体的な問題として浮上し、具体的権利侵害の

問題が生じるというべきである。

(3) 本件各行為による原告らの損害について

原告らは、上記のとおり、違憲・違法な本件各行為により、平和的生存権、人格権、憲法改正・決定権を侵害され、精神的苦痛を受けたものであり、これを慰謝するに足る金額は各原告につき10万円を下らない。

2 被告の主張

(1) 本件各行為の違法性について

国賠法上の違法性は、公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違反した場合に認められるところ、国家賠償制度が個別の権利ないし法的利益の侵害を救済するものであることの当然の帰結として、個別の国民の具体的な権利ないし法的利益に対する侵害があることを前提としている。

後記のとおり、本件各行為による原告らの具体的な権利ないし法的利益の侵害が認められない以上、国賠法上の違法を認める余地はない。

(2) 原告らの権利又は法的利益の侵害について

原告らは、本件各行為により平和的生存権、人格権及び憲法改正・決定権が侵害されたと主張するが、以下のとおり、いずれも具体的権利性を認めることはできない。

ア 平和的生存権について

原告らが主張する平和的生存権は、具体的権利とはいえない。平和の概念は、抽象的かつ不明確であり、原告らが主張する権利は、具体的内容、根拠規定、主体、成立要件、法律効果等のどの点をとっても、一義性に欠け、その外延を画すことさえできない極めて曖昧なものであり、具体的権利性を認めることはできない。

イ 人格権について

原告らが主張する人格権なるものも、具体的な権利内容、成立要件、法律効果等について、一義性に欠ける極めて曖昧なものであるから、そこに

具体的権利性を認めることはできない。

また、原告らが主張する人格権侵害の内容は、結局のところ、我が国が戦争やテロ行為の当事国となり、国民が何らかの犠牲を強いられたり危険にさらされたりするのではないかといった漠然とした不安感を抱いたという域を超えるものではなく、かかる程度の内容をもって具体的権利性が認められると解する余地などない。

したがって、原告らの主張する人格権についても、国賠法上保護された権利ないし法的利益と認めることはできない。

ウ 憲法改正・決定権について

原告らが主張する憲法改正・決定権も、国賠法上保護された権利ないし法的利益とはいえない。

憲法96条1項は、国民が自らの意思に基づいて憲法の条項と内容を決定するという国民主権ないし民主主義の原理・理念を体現するものであるとしても、それは飽くまで「国家の主権者としての国民」という抽象的な位置付けに留まるものであり、直ちに、原告ら「個別の国民」が国賠法による救済が得られるような具体的、個別的な権利ないし法的利益としての「憲法改正・決定権」なるものが導かれるわけではない。

そもそも、平和安全法制関連2法は、憲法の条文自体を改正するものではなく、憲法改正に伴う国民投票制度における個別の国民の投票権の内容や行使に何ら具体的な制約を加えるものでないことは明らかであって、憲法改正手続に関する原告らの具体的、個別的な権利又は法的利益に何ら影響を及ぼすものではない。

また、憲法改正・決定権侵害という原告らの主張は、本件各行為が憲法9条と抵触し、憲法の実質的改正であることを理由にして、個々の国民の具体的、個別的な権利ないし法的利益の侵害を離れて、抽象的に法令自体の憲法適合性の審査を求めるものであって、これが付隨的違憲審査制を採

用する我が国の司法制度の在り方と適合しないことは明らかである。

エ 小括

以上のとおり、本件各行為により、原告らの具体的な権利ないし法的利
益が侵害されたとはいえない以上、本件各行為が国賠法上違法と評価され
ることはない。

(3) 本件各行為による原告らの損害について

原告らの主張は争う。

上記のとおり、国賠法上保護された権利ないし法的利益の侵害はないから、
損害も発生していない。

10 第4 当裁判所の判断

1 原告らの権利又は法的利益の侵害の有無について

本件は、国賠法1条1項に基づく損害賠償請求訴訟であり、これが認められるためには、原告ら個別の国民の具体的な権利ないし法律上保護された利益
(法的利益)が侵害されたことを要するところ、原告らは、本件各行為によつ
て、平和的生存権、人格権、憲法制定・改正権が侵害されたと主張するので、
以下検討する。

(1) 平和的生存権について

ア 憲法は、前文において、恒久の平和を念願し、全世界の国民が平和のうちに生存する権利を有することを確認する旨を宣言し、9条において、戦
争と武力による威嚇又は武力の行使を放棄し、この目的を達成するための
陸海空軍その他の戦力の保持をしない旨を規定している。また、憲法は、
第3章において、基本的人権の保障について定め、13条において、個人
の尊重並びに生命、自由及び幸福追求に係る権利の尊重を規定している。
憲法が、平和主義や基本的人権の保障を重要な基本的理念としていること
は明らかであり、国民が平和のうちに生存することが各人の基本的人権が
保障されるための基盤となることも明らかである。

イ しかし、憲法前文は、日本国民が達成することを誓うとする憲法の崇高な理想と目的を宣言したものであり（前文4項参照），その趣旨が、憲法（第3章の個々の人権規定や他の本文規定）や下位規範である法令等を解釈する指針として斟酌されることがあるとしても、それ自体が具体的な権利ないし法的利益を賦与し保障することを定めたものと解することはできないのであり、憲法前文に、「（全世界の国民が）平和のうちに生存する権利」を有することを確認する旨の文言があることをもって、直ちに我が国の国民に平和的生存権が具体的権利として賦与され保障されていると解することはできない。

10 また、「平和」とは、理念ないし目的としての抽象的概念であって、その具体的な意味をどのように理解するかは、各人の思想、信条、歴史観ないし世界観、価値観などによって異なり得るもの、時代や場所によつても異なり得るものである。他者・他国との関係を含めた国際情勢や各分野の技術等も刻々と変化し変容し得る中で、我が国一国だけで、真摯な外交努力だけで、常に「平和」を維持できるというのは非現実的であり、「平和」を達成し維持していく手段ないし方法も、多種多様かつ変化し得るものであつて、不斷の検討・対応を要する高度に政治的・国際的な課題である。憲法前文も、「平和」の具体的な意味内容を確定していないし、「平和」を達成し維持していく手段ないし方法についても特定していない。

20 憲法前文の「平和のうちに生存する権利」（平和的生存権）について、裁判規範となるべき個々の国民の権利としての具体的な内容を一義的に確定することは困難であり、この観点からしても、個々の国民に平和的生存権なるものが賦与され保障されていると解することはできない。

ウ 憲法9条についてみても、国家の統治機構ないし統治活動についての規範を定めたものであると解され、個々の国民の具体的な権利利益について定めたものと解することはできない。

また、憲法13条は、憲法上明示的に列挙されていない権利利益の根拠となり得る規定であるが、「平和」の概念自体が抽象的であること等に照らして、平和的生存権なるものの具体的な内容を一義的に確定することが困難であることは前述したとおりであり、憲法13条によって、平和的生存権なるものが原告ら個々人に具体的な権利利益として賦与され保障されていると解することもできない。

エ 以上からすれば、憲法前文、9条及び13条の諸規定を総合的に考慮したとしても、原告らの主張する平和的生存権が具体的な権利利益として賦与され保障されていると解することはできない。

オ したがって、本件各行為により平和的生存権を侵害された旨の原告らの主張は、採用できない。

(2) 人格権について

ア 原告らは、本件各行為により、我が国が戦争とテロ行為に直面するおそれが現実化し、その生命、身体、精神、生活等万般にわたって侵害される危険に直面し、又は現に侵害を受ける恐怖を抱かされ、不安におののかされるなどして、人格権を侵害されている旨主張する。

(ア) 生命、身体及び健康の安全（それらが侵害されないこと）は、人としての根源的なものであり、憲法13条により、個々の国民の具体的権利（人格権）として保障されているといえる。また、生命、身体及び健康が侵害される現実的具体的な危険にさらされないことも、上記人格権の前段ないし派生として、個々の国民の具体的権利ないし法的利益として保障されているといえる。

(イ) しかし、そもそも本件各行為は、閣議決定等及び立法行為であり、それ自体が直接的に個別具体的な国民の生命、身体及び健康に影響を与えるものではない。本件各行為によって成立した平和安全法制関連2法も、将来において一般的・抽象的に生じる可能性を否定できない種々の事態

5

10

15

20

25

に備えて、自衛権の行使や後方支援活動等の実施の要件等を定めるなどするものであり、同法が成立したことそれ自体で、直ちに我が国が戦争に巻き込まれ、他国から攻撃を受けたり、テロリズムの対象となったりする現実的具体的な危険が生じるとはいえない。そして、本件全証拠によっても、平和安全法制関連2法が成立してから約6年が経過した本件訴訟の口頭弁論終結時においても、同法の成立ないし同法に基づく活動に起因して我が国が戦争に巻き込まれ、他国から攻撃を受けたり、テロリズムの対象になったりしたという事実は認められないし、そのような事態が生じる具体的な危険が切迫し現実的なものとなっているとも認められない。したがって、本件各行為によって、原告らの生命、身体及び健康が侵害される現実的具体的な危険が生じている（そのような危険にさらされている。）とは認められない。

(ウ) 原告らは、平和安全法制関連2法の成立により、集団的自衛権の行使が制度上可能となり、そのために攻撃的兵器の保有が進められるなどしており、米国が有事に突入し、集団的自衛権行使を要請されれば、我が国は主体的に意思決定することができず、米国の戦争に巻き込まれる現実的危険性があり、台湾有事等が発生する具体的現実的な危険があることからすれば、我が国が戦争に直面する危険性が具体的かつ現実的に生じており、ひとたび有事となれば我が国や一般国民が被害を受けることは避けられないと主張する。そして、ジャーナリストである証人半田滋（以下「証人半田」という。）は、本件各行為が、米国による我が国に対する軍事的役割の拡大要求の結果であり、米国から集団的自衛権の行使を要求されたときに、これを行使しないということは考えられないし、現に集団的自衛権の行使が考えられる場面として、台湾有事が考えられ、これは6年以内に起こり得るとされていると指摘するなど、上記主張に沿う供述をする（甲B48, 68, 証人半田）。

5

10

15

20

25

しかし、原告らの上記主張及び証人半田の上記供述内容は、要するに、米国による戦争が起こり、我が国による集団的自衛権の行使等がされ、我が国が武力攻撃やテロリズムの対象となって、一般国民が被害を受けるという三段階の予測をするものにほかならない。確かに、超大国である米国は台湾問題や朝鮮半島問題などを含む世界各地で生じている様々な国際的な紛争ないし問題に関与している状況にあるものの、当然ながら米国も武力衝突や戦争を回避する外交努力を尽くすと考えられるし、将来において米国が戦争に突入することがあり得ないではないとしても、我が国の時の政権が米国の要請に当然に応じて原告ら主張の集団的自衛権の発動として何らかの措置を探るかどうかも不透明であるし、仮に我が国が自衛権の発動として何らかの措置を探ったとしても、それ故に当然に我が国が他国からの武力攻撃やテロリズムの対象となるとはいえないのであり、上記の各予測は不確実な可能性の域を出るものではない。台湾有事に関する指摘についても同様の予測の範囲を出るものではないのであり、我が国が現実に武力攻撃ないしテロリズムの対象とされていることやその具体的な危険が切迫していることを認めるに足りるものではない。大学教授である証人志田も、供述を分析した原告ら10名の中には、生命、身体、健康にかかる侵害又はその危険にさらされない権利を侵害された者はいないとしている。したがって、本件各行為によつて、原告らの生命、身体及び健康が侵害される現実的具体的な危険が生じているとは認められないであり、この点の人格権侵害をいう原告らの主張は、採用できない。

(エ) なお、原告らは、現に侵害を受ける恐怖を抱かされ、不安におののかされるなどして、人格権を侵害されているとも主張する。

しかし、現段階において、原告らの生命、身体及び健康が侵害される現実的具体的な危険が生じているとは認められないことは、上述したと

おりである。原告らが主張するような恐怖や不安等を抱いていること自体は理解できるが、そのような恐怖や不安等は、現実的具体的な危険性に基づくものとはいえず、原告ら各人の主観的なもの（国民各人の経験や生活状況、思想、信条、価値観等にも左右される主観的なもの）、一般通常人を基準としても当然生起する客観的普遍的なものとはいえない（原告らとは異なり、26年閣議決定にあるように、本件各行為により国民の命と平和な暮らしがより守られると感じている者もいると考えられる。）もの、あるいは抽象的な危惧感や不安感の域を出ないものといわざるを得ないのであり、法的保護に値するものとまでは認められない。

10 (オ) したがって、原告らの上記主張は採用できない。

イ 原告らは、人格権は、憲法13条に基づいて保障されるべき個人の生命、身体、精神、生活等に関する権利の総体であるとし、志田証人の供述に基づいて、①生命、身体、健康にかかわる侵害またはその危険にさらされない権利、②生命、身体、健康にかかわる恐怖、不安から免れる権利、③平穏な生活を妨害・破壊されない権利、④内面における生活（内心の静謐）を妨害・破壊されない権利、⑤自律的な生き方を妨害されない権利、⑥自己情報にかかわる人格権（名誉権、プライバシー権、肖像権など）、⑦期待権（正当な手続が守られることへの信頼保護）に分類されたとした上で、原告らのうち10名について分析したところ、②～⑤、⑦の権利侵害がある旨主張する（甲B25、71、証人志田）。

20 (ア) 上記②ないし⑤について

a 原告らは、原告 []、原告 [] 及び原告 [] は、②生命、身体、健康にかかわる恐怖、不安から免れる権利を侵害されていると主張し、原告 [] は、平和安全法制関連2法の制定により、今後、自宅及び職場周辺の自衛隊の訓練施設において、自衛隊と米軍との訓練が拡大されると確信し、そのことについての不安を感じている旨（甲D37、

100），放射線技師の資格を持つ原告 [REDACTED] は，有事の際，放射線技師も徴用労働者として戦場や放射線事故の現場に駆り出される可能性があり，その活動中に生命の危機に直面する可能性がある旨（甲D6，原告 [REDACTED] 本人），原告 [REDACTED] は，福島原発事故に被災したときの経験から，原発が攻撃対象とされた際の被害を想像し，恐怖や不安を感じて5いる旨（甲D21）を述べている。

原告らは，原告 [REDACTED]，原告 [REDACTED]，原告 [REDACTED] 及び原告 [REDACTED] は，③平穏な生活を妨害・破壊されない権利を侵害されていると主張し，同人らは，平和安全法制関連2法が制定されたことにより，不安や心痛により安眠できなくなったなどと述べている（甲D6，21，34，37，100，原告 [REDACTED] 本人）。

原告らは，供述を分析した原告ら10名全員が，④内面における生活（内心の静謐）を妨害・破壊されない権利を侵害されていると主張し，原告 [REDACTED] は，同人の子が自衛官であり，家族に生命の危険が及ぶことを危惧し，深刻な心痛を感じている旨（甲D56，原告 [REDACTED] 本人），原告 [REDACTED] は，職場で親しかった同僚や後輩が危険地域に徴用されることについて心痛を抱いている旨（甲D40），原告 [REDACTED] は，宗教者として信者が危険地域に送り出されることを見送ることについて心痛を抱いている旨（甲D14，原告 [REDACTED] 本人）を述べている。15

原告らは，供述を分析した原告ら10名全員が，直接または間接的に戦争加害行為に加担することについて強い忌避感を抱いており，⑤自律的な生き方を妨害されない権利を侵害されていると主張し，原告 [REDACTED] は，真言宗の寺の住職であるところ，平和安全法制関連2法の制定により，他国の戦争に加担するかもしれないという状況の中で，真言宗の僧侶として鎮護国家を祈願するという勤めができるのか甚だ心配である旨を述べている（甲D14，原告 [REDACTED] 本人）。20
25

b しかし、生命、身体及び健康の安全（それらが侵害されないこと）や、生命、身体及び健康が侵害される現実的具体的な危険にさらされないことは、人格権の一内容として保障されているといえるものの、本件各行為によって、原告らの生命、身体及び健康が侵害される現実的具体的な危険が生じている（すなわち、①生命、身体、健康にかかる侵害またはその危険にさらされない権利が侵害されている。）とは認められないことは、前述したとおりであるし、原告らが抱いてい10る恐怖や不安等は、現実的具体的な危険性に基づくものとはいはず、法的保護に値するものとまでは認められないことも、前述したとおりである。

原告らは、上記②ないし⑤の権利利益を侵害されたと主張するが、原告らが主張し述べている上記のような恐怖や不安、徴用される可能性、心痛、忌避感、心配等が、現実的具体的な危険性に基づくものとはいはず、法的保護に値するものとまでは認められないことは、上述15したところと同様である。原告 [REDACTED] は、自律的な宗教実践が妨げられているとも主張するが、本件各行為によって、同人が自らの信仰や宗教観・価値観等に反する行動ないし宗教活動を強制されるわけではなく、同人の信教の自由に基づく宗教実践が侵害されているとはいえない。

c したがって、本件各行為によって上記②ないし⑤の権利利益を侵害20されている旨の原告らの主張は、採用できない。

(イ) 上記⑦について

原告らは、本件各行為により、原告らが正当な手続から排除されたまま、憲法の実質的な規範内容が変更されたため、憤りや無力感、挫折感などの精神的苦痛を感じており、⑦期待権（正当な手続が守られることへの信頼保護）が侵害されたと主張する。

しかし、原告らの主張する期待権なるものは、原告らがその主張に係る憲法改正・決定権を有していることを前提として、そのための憲法改正手続が実施されることを信頼ないし期待することにほかならない。そして、原告らが主張する憲法改正・決定権をもって具体的な権利利益として保障されているとは認められないことは、後記のとおりである。したがって、原告らが主張する期待権なるものが、人格権の一内容として保障されているとはいえないのであり、本件各行為によって上記⑦の権利利益が侵害された旨の原告らの主張は、採用できない。

ウ 小括

以上のとおりであり、本件各行為により、人格権が侵害された旨の原告らの主張は、採用できない。

(3) 憲法改正・決定権について

ア 原告らは、国民主権及び民主主義の担い手である国民各人が、憲法の条項と内容を自らの意思に基づいて決定する具体的権利として「憲法改正・決定権」を有しており、憲法96条1項は「憲法改正・決定権」の現れにほかならないとし、本件各行為は、原告らの憲法改正・決定権を侵害するものである旨主張する。

イ(ア) 憲法前文第1段は「ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」とし、憲法96条において、憲法改正には国民の過半数の賛成を必要とし、国民の名で公布する旨が定められていることからすれば、憲法は主権者である国民によって制定され、憲法改正についても国民に最終的な決定権があるといえる。

イ) しかし、そもそも本件各行為は、憲法の条文 자체を改正するものではなく、あくまで法律を改正又は制定するものである。仮に平和安全法制関連2法が憲法に適合しないものだとしても、平和安全法制関連2法等の全部ないし一部が違憲無効となるにすぎず、平和安全法制関連2法の



制定によって、憲法の効力が影響を受けるものではないから、これをもって憲法の実質的な改正に当たるということはできない。内閣が憲法のある条項についての解釈を変更したとしても、そのことをもって国民の憲法改正・決定権を侵害するものということはできない。

5 (ウ) また、憲法96条1項は、憲法改正について、国会がその発議を行うこと、国民の承認を経なければならないこと、その承認には国民の過半数の賛成が必要であることといった憲法改正の手続及び要件を定めた規定であり、実際に憲法改正の発議が行われた場合に、国民にこれを承認するか否かについて、投票する機会を付与しているといえるものの、憲法に関わるある問題に関して憲法改正の発議を行うかどうかについて、個々の国民に対して具体的な権利利益を賦与し保障したものとは解し難い。実際に憲法改正の発議が行われていない状況において、個々の国民に憲法改正の具体的な手続を要求する権利があるとはいはず、憲法に関わるある問題に関して国会が憲法改正の発議を行わなかつたことをもつて、個々の国民の憲法改正・決定権ないし上記権利利益を侵害するものということはできない。

10
15 (エ) なお、憲法に関する重要な改正問題については、憲法改正の発議が行われなかつた場合も、国民の憲法改正・決定権の侵害となる旨をいう原告らの主張を前提とすると、ある法令等の違憲性を主張して国家賠償請求訴訟を提起する際に、併せて当該法令等が憲法改正手続を経ずに制定されたこと自体が憲法改正・決定権の侵害であると主張することにより、当該法令等に基づく行為により具体的な権利利益を侵害されたかどうかに関わりなく、当該法令等が憲法違反かどうかの判断を求めることができることになりかねないところ、これは抽象的違憲審査制を採用したのと同様となるものであり、不相当である。この見地からも、原告らが主張する憲法改正・決定権をもつて、具体的な権利又は法律上保護された

利益であると認めることはできない。

ウ したがって、本件各行為により憲法改正・決定権を侵害された旨の原告の主張は、採用できない。

(4) 小括

5 以上のとおり、本件各行為により、原告らの主張する平和的生存権、人格権及び憲法改正・決定権が侵害されたとは認められないから、その余の点について判断するまでもなく、原告らの本件国家賠償請求は理由がない。

10 なお、原告らは、本件の憲法問題の重要性及び社会的意義等に照らして、本件について憲法判断を避けることは許されない旨主張するが、裁判所は、具体的な争訟事件の裁判において、その事件の解決に必要な限度で、法令等の憲法適合性を判断する権限を有するものである（付隨的違憲審査制。最高裁昭和27年10月8日大法廷判決・民集6巻9号783頁参照）。本件については、原告らの権利利益の侵害が認められず、本件請求に理由がないことは上述したとおりである上、裁判所が何らかの憲法判断を示すことにより問題が解決され、高度に政治的国際的な課題でもある平和が維持されて国民の生命・身体等の安全が守られるなどという単純な関係にもないのであり、憲法判断を示すことが必要であるとも相当であるともいえない。

15 第5 結論

20 よって、原告らの本件請求は、いずれも理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

岡山地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官 田 中 俊 行

裁判官 小嶋 宏幸

裁判官 橋本 康平

5

別紙

当事者目録

5 7 1 号事件原告	別紙「原告目録①」記載のとおり
8 8 7 号事件原告	別紙「原告目録②」記載のとおり (以下、 5 7 1 号事件原告ら及び 8 8 7 号事件原告らを併せて「原告ら」という。)
上記訴訟代理人弁護士 東京都千代田区霞が関 1 - 1 - 1	別紙「原告ら訴訟代理人目録」記載のとおり
5 7 1 号事件被告兼 8 8 7 号事件被告	国 (以下「被告」という。)
同代表者法務大臣	古川禎久
同指定代理人	高部統光
同	築谷和行
同	大坪博一
同	渡邊千加子
	以上

原告ら訴訟代理人目録

1	石田正也	22	清水善朗
2	板垣和彦	23	杉山雄一
3	一井淳治	24	千田卓司
4	今村恵美子	25	谷和子
5	岩崎香子	26	立田久義
6	大石和昭	27	寺山倫代
7	大本崇	28	中野惇
8	大山知康	29	中原文子
9	小野絵美	30	則武透
10	吳裕麻	31	東隆司
11	岡邑祐樹	32	平井昭夫
12	奥津亘	33	藤川智子
13	賀川進太郎	34	宝利陽子
14	加藤高明	35	松永憲一郎
15	河田英正	36	三浦巧
16	河原昭文	37	宮本敦
17	木島紗千恵	38	山崎博幸
18	小堺義弘	39	山本勝敏
19	古謝愛彦	40	吉岡康祐
20	近藤幸夫	41	吉村清人
21	金馬健二		

これは正本である。

令和4年3月23日

岡山地方裁判所第2民事部

裁判所書記官 藤 中 慎 史

